

令和7年国勢調査が実施されます

令和7年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。



調査内容

令和7年国勢調査では、次の17項目について調査を実施します。

- | | |
|----------------|-------------------|
| ①氏名 | ⑩所属の事業所の名称及び事業の種類 |
| ②男女の別 | ⑪仕事の種類 |
| ③出生の年月 | ⑫従業上の地位 |
| ④世帯主との続柄 | ⑬従業地又は通学地 |
| ⑤配偶の関係 | ⑭世帯の種類 |
| ⑥国籍 | ⑮世帯員の数 |
| ⑦現在の住居における居住期間 | ⑯住居の種類 |
| ⑧5年前の住居の所在地 | ⑰住宅の建て方 |
| ⑨就業形態 | |

国勢調査とは？

日本に住んでいる全ての人（外国人を含む。）及び世帯を対象とした5年に1度の国の重要な統計調査です。

調査の結果が、生活環境の改善や防災計画の立案等、私たちの生活に欠かせない、様々な行政施策に活用されています。

調査内容

調査員により、町内全ての世帯に対して、9月下旬に調査書類一式が配布されます。調査書類が配布されたら、下記のいずれかの方法により回答をしていただきます。

【回答方法】

- インターネットを利用した回答
- 郵送による提出
- 国勢調査員への直接提出



実はこんなことに活用されていた!? 国勢調査結果の活用事例

各種法令に基づく利用

- 衆議院議員選挙区画定審議会設置法
衆議院の小選挙区の改定の際に活用されています。
- 地方自治法
地方自治法で用いる人口として規定されています。
- 地方交付税法
地方交付税の算出に利用されています。
- その他
公職選挙法や地方税法等で活用されています。



行政上の施策への利用

- 少子高齢化関連
子育て支援のための施策や高齢者福祉対策に活用されています。
- 防災関連
防災計画の策定や災害復興計画の策定、被害予測等に活用されています。
- 地域活性化関連
都市再生プロジェクト推進事業に活用されています。



公的統計の作成・推計のための利用

- 将来人口や世帯数の推計等で活用されています。